

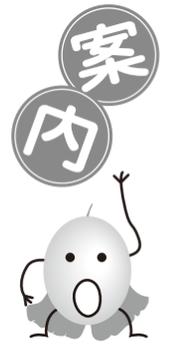
おしらせHOTコーナー 案内・催し

おしらせ HOT ほんっとコーナー



市役所の電話
996-2111
FAX
995-7367

●防災行政無線
テレホンサービス
0120-840-225
防災行政無線で放送した内容が聞き取れなかった場合、再度聞き直せます(定時放送を除く)。通話料は無料です。



総合相談の開催

●5月16日(金) 午後1時20分～4時
※弁護士による法律相談のみ電話予約制
●5月14日(水) 午前9時～
●八潮メセナ集会所
●日常生活の悩みごとなどについて、行政相談委員、弁護士、税理士、司法書士、行政書士、女性相談員、宅地建物取引主任者が相談内容別に対応
●無料

くらしの相談(行政相談)

役所の仕事などについて、「説明に納得できない」「処理が間違っているのではないか」などの苦情や要望に、総務大臣から委嘱された行政相談委員が対応します。
●毎月第2水曜日 午後1時30分～3時30分
●5月は総合相談と同時開催
●市役所市民相談室
●相談委員 飯山高一さん、篠宮有美さん
●問 広聴広報課 ☎373

会議の開催

●八潮市自立支援協議会の傍聴
●5月20日(火) 午後7時～8時30分
●八潮メセナ集会所
●第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画の策定について

●5月14日から平成27年3月13日まで、環境リサイクル課(☎234)へ
●ISO14001の認証を返上
市では、市の事務事業における環境負荷低減を図ることを目的に、市庁舎をはじめ、各公共施設で行っている事務事業について、平成16年12月9日にISO14001の認証を取得しました。しかし、約10年間の運用を経て、職員の環境に係る意識の向上など、一定の成果を得ることができたため、平成26年3月31日をもって認証を返上しました。
今後は、エコオフィス活動は継続しつつ、より効果的かつ実効性のある独自の環境マネジメントシステムを構築し、引き続き、市が環境に与える影響について改善していきます。
●環境リサイクル課 ☎338

夕焼けチャイムの放送時刻の変更

5月から8月までは、午後5時30分に放送します。
なお、9月・10月は午後5時、11月から1月までは午後4時30分、2月から4月までは午後5時に放送します。
●問 交通防災課 ☎305

合併浄化槽に転換する方に補助金を交付

市内の市街化調整区域に自ら居住している既存専用住宅で、単独浄化槽またはくみ取り便槽を合併浄化槽に転換する方に、補助金を交付します(法人は対象外)。
●補助限度額 5人槽3万2000円、7人槽4万4000円、10人槽5万8000円(処分費6万円) ※予算枠に達し次第締め切り

●5月27日(火) 午後2時～3時30分
●八潮市市民活動推進委員会の傍聴
●八潮メセナ集会所
●協働のまちづくり推進事業助成金の審査方法など
●定10人(当日先着順)
●問 市民協働推進課 ☎465

文化振興基金助成事業の受付

●8月～11月にアマチュア文化団体が実施する文化活動(活動成果の発表など) ●8月～11月に伝統・郷土芸能団体が実施する伝統・郷土芸能用具の備品整備、後継者育成など
●7月～平成27年3月に文化団体やNPOなどが実施する子どもを対象とした文化芸術の体験教室や文化芸術を担う若手人材の発掘・育成を目的としたワークショップなど
●補助額 ①2分の1以内(上限25万円) ②③対象経費の20万円以内
●5月22日(消印有効)までに、所定の事業計画書(県文化振興課または県ホームページで入手)を郵送で
●県文化振興課 ☎048・830・2887、〒330-9301さいたま市浦和区高砂3-15-1へ

光化学スモッグに注意

5月から9月までは、光化学スモッグが発生しやすい時期です。
光化学スモッグは、目やのどの粘膜に刺激を与え、健康被害を引き起こすことがあります。
光化学スモッグ注意報が発令されたときは、屋外での激しい運動は避け、目などに刺激を感じたらすぐ屋内に入りましょう。乳幼児、高齢者、病弱な方は被害を受けやすいので、特に注意が必要です。
また、自動車の排気ガスは、光化学スモッグ発生の要因となるため、注意報発令中は使用を控えるようご協力ください。
光化学スモッグ発令情報は、県ホームページ(http://www.taki-kan.sipref.saitama.lg.jp/)をご覧ください。
●問 県大気環境課 ☎048・830・3051

●労働保険の年度更新手続き、一般拠出金の申告納付
事業主の方は、労働保険(労災保険・雇用保険)の平成25年度確定保険料と平成26年度概算保険料および石綿健康被害救済法の一般拠出金の申告・納付手続きを行ってください。
詳しくは、5月末に発送するパンフレットをご覧ください。
●6月2日～7月10日
●問 埼玉労働局労働保険徴収課 ☎048・62203

第43回八潮市鉢の会さつき展示会

●5月30日(金)～6月1日(日) 午前9時～午後5時(5月30日は午後3時から、6月1日は午後4時まで)
●八潮メセナ展示室
●問 農政課 ☎299

傾聴講座

詳しくは、「やしお社協インフォメーション」をご覧ください。
●6月3日～17日(毎週火曜日・全3回) 午前10時～午後3時
●身体障害者福祉センターやすらぎほか
●5月29日まで
●問 社会福祉協議会・ボランティアセンター ☎95・3636

国民健康保険税の課税限度額改定

近年の国民健康保険財政は、加入者の高齢化や医療の高度化などによる医療給付費の増大、国民健康保険税の減少などにより非常に厳しい状況です。
国民健康保険事業の安定的な運営を行うため、平成26年4月から、国民健康保険税の課税限度額が改定されました。

改定内容
平成26年度より、医療給付費分(医療分)、後期高齢者支援金等分(支援分)、介護納付金分(介護分)の課税限度額が、次のとおり改定されます。

区分	現行限度額	改定後限度額
医療給付費分	50万円	51万円
後期高齢者支援金等分	13万円	14万円
介護納付金分(※)	10万円	12万円
合計	73万円	77万円

※ 介護納付金分の算定の対象者は、40歳から64歳までの被保険者です。

〔課税限度額とは〕
課税限度額は、法律や条例で定められており、一世帯あたりの課税額の限度となる金額です。計算上、課税限度額を超える課税額になった場合は、課税限度額の税額が課税されます。

●問 国保年金課 ☎834

70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者の窓口負担割合が一部変更

平成26年4月から、次のとおり変更されました。

平成26年4月1日までに70歳を迎えた方(誕生日が昭和19年4月1日までの方)	平成26年4月2日以降70歳を迎える方(誕生日が昭和19年4月2日以降の方)
1割負担(引き続き特例措置による)	2割負担
現役並み所得者は、従来どおり3割負担	

●問 国保年金課 ☎828